

令和2年度計算書類

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

[計算書類の種類]

資金収支計算書

学校法人名 学校法人 文徳学園

学校法人所在地 熊本市西区池田4丁目22番2号

資金収支計算書

令和 2年4月 1日 から

令和 3年3月31日 まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入	617,984,000	619,461,300	△ 1,477,300
手数料収入	16,921,000	16,824,706	96,294
寄付金収入	37,600,000	37,640,892	△ 40,892
補助金収入	448,510,500	450,316,302	△ 1,805,802
国庫補助金収入	48,146,500	48,146,000	500
熊本県補助金収入	396,764,000	398,593,017	△ 1,829,017
熊本市補助金収入	3,600,000	3,577,285	22,715
資産売却収入	0	0	0
付随事業・収益事業収入	0	0	0
受取利息・配当金収入	10,500	9,889	611
雑収入	10,932,536	11,023,159	△ 90,623
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	28,770,000	28,770,000	0
その他の収入	58,432,357	58,432,357	0
資金収入調整勘定	△ 124,484,640	△ 126,585,639	2,100,999
前年度繰越支払資金	770,631,227	770,631,227	
収入の部合計	1,865,307,480	1,866,524,193	△ 1,216,713

(単位 円)

支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出	639,332,000	639,354,542	△ 22,542
経費支出	274,449,240	274,780,002	△ 330,762
借入金等利息支出	970,000	970,000	0
借入金等返済支出	99,600,000	99,600,000	0
施設関係支出	106,375,000	106,074,294	300,706
設備関係支出	7,174,000	7,380,425	△ 206,425
資産運用支出	0	0	0
その他の支出	6,927,037	6,927,037	0
資金支出調整勘定	△ 9,728,107	△ 11,100,448	1,372,341
翌年度繰越支払資金	740,208,310	742,538,341	△ 2,330,031
支出の部合計	1,865,307,480	1,866,524,193	△ 1,216,713

令和2年度計算書類

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

[計算書類の種類]

事業活動収支計算書

学校法人名 学校法人 文徳学園

学校法人所在地 熊本市西区池田4丁目22番2号

事業活動収支計算書

令和 2年4月 1日 から

令和 3年3月31日 まで

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	617,984,000	619,461,300	△ 1,477,300
		手数料	16,921,000	16,824,706	96,294
		寄付金	37,600,000	37,640,892	△ 40,892
		経常費等補助金	389,980,000	391,786,302	△ 1,806,302
		国庫補助金	5,100,000	5,100,000	0
		熊本県補助金	381,280,000	383,109,017	△ 1,829,017
		熊本市補助金	3,600,000	3,577,285	22,715
		付随事業収入	0	0	0
		雑収入	10,932,536	11,023,159	△ 90,623
		教育活動収入計	1,073,417,536	1,076,736,359	△ 3,318,823

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	事業活動支出の部	人件費	644,822,000	643,079,639	1,742,361
		経費	403,129,240	403,137,724	△ 8,484
		徴収不能額等	0	0	0
		教育活動支出計	1,047,951,240	1,046,217,363	1,733,877
		教育活動収支差額	25,466,296	30,518,996	△ 5,052,700

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動外収入の部	事業活動収入の部	受取利息・配当金	10,500	9,889	611
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計	10,500	9,889	611
教育活動外収支	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息	970,000	970,000	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計	970,000	970,000	0
教育活動外収支差額			△ 959,500	△ 960,111	611
経常収支差額			24,506,796	29,558,885	△ 5,052,089

(単位 円)

特別 収 支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	59,130,500	59,129,079	1,421
		特別収入計	59,130,500	59,129,079	1,421
特別 収 支	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	5,470,020	5,412,419	57,601
		その他の特別支出	0	0	0
		特別支出計	5,470,020	5,412,419	57,601
特別収支差額			53,660,480	53,716,660	△ 56,180
基本金組入前当年度収支差額			78,167,276	83,275,545	△ 5,108,269
基本金組入額合計			△ 160,000,000	△ 158,952,105	△ 1,047,895
当年度収支差額			△ 81,832,724	△ 75,676,560	△ 6,156,164
前年度繰越収支差額			△ 1,628,268,299	△ 1,628,268,299	0
基本金取崩額			0	0	0
翌年度繰越収支差額			△ 1,710,101,023	△ 1,703,944,859	△ 6,156,164

(参考)

事業活動収入計	1,132,558,536	1,135,875,327	△ 3,316,791
事業活動支出計	1,054,391,260	1,052,599,782	1,791,478

令和2年度計算書類

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

[計算書類の種類]

貸借対照表

学校法人名 学校法人 文徳学園

学校法人所在地 熊本市西区池田4丁目22番2号

貸借対照表

令和3年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	4,126,445,539	4,146,161,882	△ 19,716,343
流動資産	844,500,060	836,287,771	8,212,289
資産の部合計	4,970,945,599	4,982,449,653	△ 11,504,054

負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	224,948,776	320,823,679	△ 95,874,903
流動負債	135,342,341	134,247,037	1,095,304
負債の部合計	360,291,117	455,070,716	△ 94,779,599
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	6,314,599,341	6,155,647,236	158,952,105
第1号基本金	6,234,599,341	6,075,647,236	158,952,105
第4号基本金	80,000,000	80,000,000	0
繰越収支差額	△ 1,703,944,859	△ 1,628,268,299	△ 75,676,560
純資産の部合計	4,610,654,482	4,527,378,937	83,275,545
負債及び純資産の部合計	4,970,945,599	4,982,449,653	△ 11,504,054

令和2年度計算書類

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

学校法人名 学校法人 文徳学園

学校法人所在地 熊本市西区池田4丁目22番2号

財 産 目 録

令和3年3月31日

科 目	摘 要	金 額
固定資産		
土地		1,058,672,334
建物		2,861,020,921
構築物		113,507,214
機器備品		33,268,604
図書		46,240,434
車輛		10,086,325
電話加入権		1,370,335
ソフトウェア		2,279,372
出資金		0
	固定資産計	4,126,445,539
流動資産		
現金預金		742,538,341
未収入金		98,865,639
前払金		3,096,080
	流動資産計	844,500,060
	資 産 合 計	4,970,945,599
固定負債		
長期借入金		172,800,000
退職給与引当金		52,148,776
	固定負債計	224,948,776
流動負債		
短期借入金		99,600,000
未払金		6,972,341
前受金		28,770,000
	流動負債計	135,342,341
	負 債 合 計	360,291,117
	差 引 正 味 財 産	4,610,654,482

令和2年度 事業報告

1 学校教育活動事業

文徳中学・高等学校の教育目標

1. 建学の精神に則り、体・徳・知の調和のとれた、しかも科学的思考のできる人材を育成する。
1. 学園名「文徳」が示すように、学問を好み、学力充実のために刻苦勉励し、併せて、人徳を備えた人材を育成する。
1. 生活信条に示すように、人の立場を深く理解し、自己抑制のきいた、思いやりや、優しさを備え、人のために汗を流せる、奉仕精神旺盛な人材を育成する。
1. 多様化する社会の中で、どのような困難な状況下にあっても、不撓不屈の精神をもって、リーダーシップを発揮できる人材を育成する。

2 生徒数

学科別・学年別生徒数

(中学校)

学年	
1	17
2	23
3	12
合計	52

(高校)

学年	普通科			理工科		合計
	東大医進コース	進特コース	普通コース	特別進学コース	専門コース	
1	14	118	157	23	88	400
2	16	125	149	9	78	377
3	13	141	148	8	61	371
合計	43	384	454	40	227	1,148

3 熊本地震に係る事業

1) 熊本地震に係る学納金等の減免(熊本地震被災者対象)

令和2年度県内私立学校に在学する生徒で、熊本地震により被災して経済的理由により就学が困難な者に係る授業料、施設整備費等、入学金及び受験料の負担の軽減を図るために熊本県より補助金の交付があった。

(持家:全壊・大規模半壊・半壊が対象 借家:全壊・大規模半壊が対象)

対象者数:52名(全壊6名・大規模半壊11名・半壊35名)

支援総額:5,289,523円

4 施設設備等の新設・改修等

①寮改築工事	70,039,004円
②教室棟エアコン取替工事(3号館1・2・4階)	22,826,760円
③情報通信ネットワーク設備整備工事	1,196,950円
④寮照明制御システム改修工事	3,267,000円
⑤寮進入道路拡張工事	4,972,000円
⑥7号館(東館)2階美術室エアコン取替工事	1,650,000円
⑦タブレット保管用キャビネット購入(中学生用)	986,000円
⑧学務情報システム更新費用	964,000円

独立監査人の監査報告書

令和3年5月31日

学校法人 文徳学園
理事会 御中

くまもと監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

山下 大介



監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年2月26日付け熊本県告示第196号に基づき、学校法人文徳学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人文徳学園の令和3年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上